

令和元年度より、下記「浦和学院専門学校 学校関係者評価委員会規程」に則り、学校関係者委員会を設置し、学校関係者評価を行う。

浦和学院専門学校 学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法第109条の規定に基づき、浦和学院専門学校（以下「本校」という）の自己点検及び自己評価の結果について指導助言を得て、教育活動その他学校運営全般に渡り活用することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する5名の委員により構成する。

- (1) 養成教育に係る臨地・臨床実習施設関係者
- (2) 看護教育に関し知見を有する関係者
- (3) 本校卒業生
- (4) 浦和学院高等学校教員代表

(委員会の運営)

第4条 委員会は委員長及び副委員長を置き、運営は次のとおりとする。

- (1) 委員長は校長、副委員長は副校長、学科長とする。
- (2) 委員会は、委員長が招集し、その運営にあたる。
- (3) 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することが出来ない。
- (5) 委員は、年度内1回を限りとして授業や学校行事等の視察を適宜行い、評価や助言に資する機会とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償等)

第7条 委員の費用弁償等については、本校が定める基準により支払うものとする。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。